

平成26年第11回（10月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成26年10月9日(木)
開 会 10時00分 閉 会 11時16分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 16名

出席委員数 16名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木	輝義	若山	清敏
瀬口	勝美	高原	孝幸
井上	幸子	宇佐	正人
樋口	翌	太田	克弘
恒成	一治	菊	啓治
奥家	信弘	守口	正典
賀部	正直	豊田	和義
是木	則幸	土屋	豊一

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 2件

議案第19号 農地法第5条計画変更申請書について 1件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成26年第11回(10月)総会を開催いたします。
是木会長	開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。 皆さんおはようございます。台風18号は直撃を避けまして大した被害も無かったようですが、今度また台風19号が発生しています。今回は若干の影響があるのではと思われます。まだ稲も残っているので無事に収穫できればと思います。 それでは、ただいまから平成26年第11回(10月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には賀部委員、是木則幸委員のお二人を指名いたします。

事務局	<p>それでは、議事に入ります。「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。今回2箇所の案件のようです。</p> <p>このうち2件目につきましては次の「議案第19号 農地法第5条第1項許可の計画変更申請について」と関連がありますので併せての説明となります。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。1ページをご覧ください。</p> <p>先ず18-1号の説明です。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大鈴熊114番地1 田 341㎡ 譲渡人：吉富町大字鈴熊〇〇〇番地 O. T 譲受人：吉富町大字楡生〇〇番地〇〇 M. M 転用理由：事務所及び資材置場 (その他議案内容朗読及びP2からP8説明)</p>
是木会長	<p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
樋口委員	<p>それでは、地元委員の樋口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
是木会長	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。申請人の事務所及び資材置場の建設で水廻りもないので問題ないと思われれます。</p>
各委員	<p>樋口委員並びに事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
是木会長	<p>(質疑なし)</p>
各委員	<p>ございませんようでしたら、議案第18号の番号1については承認することにご異議はございませんか。</p>
是木会長	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>続きまして、議案第18号の番号2並びに議案第19号について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>再度1ページをご覧ください。先ず18-2号の説明です。</p> <p>この案件は、平成26年8月の委員会で審議され承認された案件の計画変更に伴うこの農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字小犬丸499番地7 田 391㎡ 譲渡人：北九州市小倉南区企救丘〇丁目〇〇番〇-〇〇〇号 U. T 譲受人：豊前市大字久路土〇〇〇〇番地〇 Y. H (持分1/10) 豊前市大字梶屋〇〇〇番地 K. K (持分9/10)</p>

	<p>転用理由：店舗併用住宅建築 (その他議案内容朗読及びP 9 から P 1 6 説明) 次に 1 7 ページをご覧ください。議案第 1 9 号の説明です。 譲受人の変更による計画変更案件です。 農地区分については 2 以上の水管（上水道・下水道）の埋設道路に接し、かつ 5 0 0 m 以内に 2 以上の教育（昭和保育園）、医療施設（林歯科医院）があることから第 3 種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の守口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
守口委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。8月の委員会でも申しましたが、現在は荒廃農地となっており、隣接する住民の方も困っている状態です。今回店舗併用住宅を建築するそうで、荒廃農地の解消にもつながりますし、隣地の承諾もありますし、排水についても、公共下水道で処理するということですので、問題ないと思われれます。</p>
是木会長	<p>守口委員並びに事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第 1 8 号の番号 2 並びに議案第 1 9 号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、議案第 1 8 号の番号 2 並びに議案第 1 9 号に関しましては承認することと決めます。これにより「議案第 1 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」2箇所、並びに「議案第 1 9 号 農地法第 5 条第 1 項許可の計画変更申請について」両議案ともに承認することとします。</p>
	<p>次に報告事項 2 件があります。</p>
事務局	<p>まず「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>1 8 ページをご覧ください。「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。</p> <p>MさんとSさんの10年間の利用権ですが、借手の都合による合意解約です。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>続きまして、報告事項の「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 9 ページをご覧ください。「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書」です。</p>

<p>是木会長</p>	<p>この案件は、相続によって土地を取得したという案件です。Yさんより相続によって農地の所有権を取得したA. Kさん持分1/2及びA. Sさん持分1/2の届出の報告です。</p> <p>この案件については、今回相続された方よりこの農地の管理等の斡旋希望が出ています。遠方にいるため農地の管理が出来ないため地元委員さん等で誰かいないか探して欲しいとの事です。</p> <p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。今回承って、今後誰か管理してくれる人を探すということによろしいでしょうか。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっておりますがなにかありませんか？</p>
<p>事務局</p>	<p>農業委員研修テキスト（①農業委員会制度、②農地法、③農地関連法制度）を配布しますのでご活用ください。</p> <p>それと、都市計画の用途区域内の案件で合併浄化槽を設置するが下流の農地の所有者が反対のため、道路側溝に放流するなら地元改良区委員が排水放流の同意をしてくれないので、放流するなら道路の中に管を埋設してほしいとのことです。</p>
<p>各委員 事務局</p>	<p>そこまでしないと転用申請出来ないかとの申請人の代理の方から相談があっています。</p> <p>(ホワイトボードに図示して詳細説明)</p> <p>町の道路部局としては、道路側溝があるのに道路を掘り割っての管理設は許可できません。</p>
<p>各委員 事務局</p>	<p>下水道はどうなっているのか？</p> <p>都市計画の用途区域内であるので、将来的には公共下水道が設置されるが、いつ設置されるかは決まっています。</p> <p>今後ある程度の条件（側溝の清掃、簡易ろ過槽の設置等）を受けて、同意がなくても理由書をつけて申請する可能性がありますので、何かいい解決策がないか委員の皆さんにご提案します。</p>
<p>各委員 事務局</p>	<p>申請人はその他に土地はないのか？</p> <p>他の場所にも土地を所有していますが、農業振興地域内の農地や道路に接していない農地であったりして条件が合いません。</p>
<p>各委員</p>	<p>仮に同意が取れないで申請があった場合、トラブルが発生すると考えられるが、トラブルは自己で解決するというのであれば、審議すればいいのではないか。</p>
<p>是木会長</p>	<p>色々な意見は出るが集約には至らないので、今後申請があった場合に検討することによろしいでしょうか。</p>
<p>各委員 高原委員 事務局</p>	<p>(了承)</p> <p>農道の草刈管理について、管理の方法はどうすればいいのか？</p> <p>町には正式には農道はなく、町道及び里道となるので、農家の皆さんの協力がない場所については管理は町となります。</p>

<p>豊田委員 事務局</p>	<p>耕作放棄田の管理についてどうすればいいのか？ 当然町も指導しお願いをしています。農業委員さんの業務にも耕作放棄地の指導がありますので気が付いたら、地元の方等について指導をよろしくお願ひします。</p>
<p>是木会長</p>	<p>その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局 各委員 是木会長</p>	<p>予定どおり、11月10日（月）10：00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。 （異議なし） それでは、これをもちまして平成26年第11回（10月）総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>
<p>11時16分 閉会</p>	